

大阪府提出資料

- ① 第4回 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議
- ② Osakaあんしん住まい推進協議会とは？
- ③ 条例
- ④ 規則
- ⑤ 平成29年度自立相談支援機関窓口一覧
- ⑥ 大阪府内認定就労訓練事業所一覧
- ⑦ 「大阪しあわせネットワーク」について

第4回 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議
平成29年5月22日



大阪府広報担当
副知事 もずやん

大阪府提出資料

平成28年度 大阪府内自治体における生活習慣病の重症化予防等の 健康管理支援事業実施状況（1/2）

	方法	人員配置 (職種等)	支援対象	実施内容
吹田市	直接	健康管理支援員 2 名 (看護師・保健師) ※途中職種等の配置に変動あり	健康に問題を抱える 被保護者	○健康面に関して助言・指導を行い、自立阻害要因の解消を図る
泉大津市	直接	健康管理相談員 (医療相談員) 2 名	医療扶助受給者等	○医療券の原則窓口交付、適正受診指導、頻回受診・重複受診・長期入院等に対する指導、精神保健福祉士によるカウンセリング。
貝塚市	直接	精神保健福祉士 1 名	健康管理が困難な者	○健康管理に関する相談業務、他法他施策の説明、訪問調査、窓口・電話対応を行い、日常的自立・社会的自立・就労自立に結び付ける。
茨木市	直接	健康管理支援員 4 名 (精神保健福祉士・看護師・ ケアマネ・保健師)	健康上の理由で日常 生活が困難な者	○自立阻害要因を解消するため、対象者の家庭訪問、適正受診の助言・指導、医療機関への同行、病状や健康管理に関する調査分析など。
泉佐野市	直接	支援員 1 名 (看護師)	高齢などを理由に自 立に問題を抱える者	○高齢者など日常生活の自立に問題を抱えている者に対して、健康管理面に関する助言・指導・援助を行い自立を助長する。 ○健康管理支援員はCWに同行訪問し、生活実態を把握した上で健康管理指導・支援を行う。 ○糖尿病と診断されている者のうち、「病状のコントロールができていない者」に対して、病気をもちながらも、その人らしく生活ができるよう健康管理の観点から日常生活の自立を支援する。
羽曳野市	直接	健康相談員 1 名 (看護師・介護支援専門 員)	一人暮らしの高齢者 で扶養義務者・介護 サービスの利用が無い 者	○健康管理指導等。



平成28年度 大阪府内自治体における生活習慣病の重症化予防等の 健康管理支援事業実施状況（2/2）

	方法	人員配置 (職種等)	支援対象	実施内容
門真市	直接	健康管理支援員 2 名 (精神保健福祉士)	日常生活の健康管理 が困難な者	○保健指導を行い、自立阻害要因を除く。
高石市	委託	—	日常生活の健康管理 が困難な者	○保健師による健康管理及び増進の指導。
藤井寺市	直接	健康管理支援員 1 名 (精神保健福祉士)	日常生活の健康管理 が困難な者	○健康管理に関する助言・指導・援助を行う。 ○重複受診・頻回受診の調査を行う。
泉南市	直接	精神保健福祉士 1 名	日常生活の健康管理 が困難であることが自 立阻害要因である者	○健康管理支援、他法他施策の説明、自立阻害要因の解消に 係る相談等。
交野市	直接	健康管理支援員 1 名	日常生活習慣病患 者、・傷病者、頻回受 診者、重複受診者、 長期入院患者、40 歳以上で1年以上の 医療機関又は検診未 受診者等	○家庭訪問、電話相談、窓口相談を行い、適切な受診の指導。 ○医療機関又は健診未受診者に対して、センター検診の受診 勧奨。 ○その他健康管理支援に関する支援。
阪南市	直接	健康管理支援専門員 1 名 (看護師)	健康管理により自立 促進できると見込まれ る者	○介護扶助の利用支援、主治医からの病状把握、重複・頻回 受診者への指導、長期入院者への退院促進など。

大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例(概要)

平成23年2月1日施行 改正：平成26年7月1日施行

○ 「住居囲い込み」を行う不当な事業活動を排除することにより生活保護受給者の自立を助長

貧困ビジネスの事例

生活扶助・住宅扶助

住居と生活サービス等を併せて提供し、サービスに見合わない高額な利用料を徴収する事例（住居囲い込み）

適正な価格以上に不当に高額な家賃・敷金

医療扶助・介護扶助

過大な医療・介護サービスの提供

詐欺案件

保護費の架空・水増し請求等

法令に基づく取組

■生活保護法における取組

- 福祉事務所のケースワークを通じた実態の把握【第28条】
- 劣悪な居住環境にある生活保護受給者に対する転居等の支援【課長通知】
- 敷金等の支給限度額の見直し【課長通知】
- 住環境が劣悪な状態にある場合には、敷金等を不支給【局長通知】

■他法における取組

- 訪問販売に係る書面交付義務、クーリング・オフの活用【特定商取引に関する法律第4条、第9条】
- 不動産仲介業者の重要事項説明義務、契約書交付義務【宅地建物取引業法第35条、第37条】
- 未届けの有料老人ホーム・無料低額宿泊施設について届出指導を実施【老人福祉法第29条、社会福祉法第69条】
- サービス付き高齢者向け住宅に対する指導監督【高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条】

■未措置の事項

- 「住居囲い込み」を行う不当な事業活動の排除

条例化

条例の内容

規制の内容

- 事業開始前の届出義務【第3条】
- 重要事項の説明義務・契約書の交付義務【第5条、第6条】
- 契約の規制（解約の自由の保障）【第4条】

規制の効果

- 届出により事業者の実態把握が可能
- 契約書の確認により不当な契約の排除が可能
- 解約自由の保障により円滑な転居支援が可能
- 契約ルールの明確化により事業者の業務を適正化

実効性の担保

- 違反の疑いがある者から報告徴収【第7条】
- 違反者に対する勧告、命令、公表、罰則【第8条、第9条、第12条】
- 府と福祉事務所との連携強化【第10条】

条例施行後の状況

- 平成29年4月1日現在で、
- ・141事業者（259カ所の住宅）の届出
 - ・各福祉事務所と連携し未届出事業者の把握及び届出勧奨の実施
 - ・条例に基づき、勧告等を行った事例はない

【例：詐欺罪（刑法第246条）】

大阪府内の無料低額宿泊施設について

◆無料低額宿泊施設一覧

	施設名称	運営主体	実施状況			事業開始	備 考
			定員	居室の広さ(㎡)	利用料 (居室+食事) (円)		
1	医療法人 今城クリニック みんなの家 1号館	医療法人	6	13.4	38,000+1,300	平成24年 12月1日	・入居者：事業開始より被保護者入居無し ・光熱水費：別途1ヵ月2千円徴収 ・通年満室状態
2	医療法人 今城クリニック みんなの家 2号館	〃	5	9.7～ 11.3	〃	〃	〃
3	よりそい処 尽心庵	社会福祉法人	5	9.86～ 15.39	30,000+1,380	平成27年 7月1日	・利用料を払えない人が多く、無料に対応 ・H29.3.21～：一時生活支援事業参画 (1日利用料：1,830円)

◆「生活困窮者レスキュー事業」における法人連携と「無料低額宿泊事業」の活用

➤ 八尾市で発生した火災により住居を失った対象者の緊急一時入所について、八尾市の（社福）八尾隣保館CSWから、無料低額宿泊事業を行う藤井寺市の（社福）みささぎ会CSWに連絡。約2週間後、対象者が八尾市内の市営住宅に転居できるまで、市町村域を超え、法人連携により迅速な対応を行った。



平成27年9月3日(木)産経新聞



大阪府内無料低額宿泊所施設「よりそい処 尽心庵」における支援事例

<事例1 住居確保と失業からの自立支援（30歳代 男性）>

企業退職に伴い、社宅を出て、マンスリーマンションで生活していたが、所持金が1000円となり、マンションを退去し、野宿生活となった。市からの紹介で「尽心庵」に入所。本人は、就労意欲が高く、早期の自立を希望していたため、法人施設の特別養護老人ホームでアルバイト勤務をすることとし、自立のための資金を貯め、滞納していた携帯電話料金についても分割払いをするよう手続き支援を行い、就労自立に至った。

<事例2 息子からの経済的虐待を受けている方の住居設定（高齢者施設入所）までの手続き及び生活支援（70歳代 男性）>

息子に全て財産を預けているが、息子は先月家を出たまま帰ってこないため、家賃も滞納し家主から退去を催促され、生活費もない。年金収入があるため、生活保護の申請もできず、市からの紹介で「尽心庵」に入所。年金受給を本人が受け取れるよう銀行での手続き支援や転居の検討を行う中、健康診断の結果、認知機能の低下が見られたため、必要な手続きを支援し、軽費老人ホームに入所。

<事例3 刑務所出所者の社会復帰支援（40歳代 男性）>

刑務所から出所後、市の紹介で、生活保護を申請するための住居設定と生活保護受給までの生活支援のため、「尽心庵」に入所。衣類の持ち合わせもなく、施設から衣類支援。知人の民生委員、市生活保護担当課、生活困窮担当課、施設社会貢献支援員、法人CSW、本人で支援会議を開催、保護決定後は民生委員宅近くに住居設定、就労訓練事業所にて就労訓練（中間的就労）を受けることとなった。

<事例4 ひきこもりで社会生活を営むことができない利用者への生活及び就労に向けた支援（40歳代 男性）>

10年間ひきこもり状態になっていた40歳代男性が、両親の転居により独居となり、市の紹介で日常生活・社会復帰支援のため「尽心庵」に入所。生活リズムを作るための支援や、精神科受診の支援を通じ、主治医から中間的就労をすすめられ、法人施設における就労訓練事業所で就労訓練（中間的就労）を開始（週2回、2時間、車の清掃業務。）。市の支援調整会議で利用者の近況を報告し、市における支援体制の構築を要請。

<事例5 多重債務、ロックアウトによる車上生活から生活保護受給までの生活支援（50歳代 男性）>

闇金からの取り立てが会社にまで及び退職を余儀なくされ、家賃滞納でロックアウトされ、車上生活を送っていた。生活保護申請を行うも、市の紹介で住居設定までの間、「尽心庵」に入所。本人は、ハローワークでの求職活用や、住居探しを積極的に行う。施設からは家財道具や生活用品、食事の支援を行い、生活保護受給決定後は、家財道具の運搬等も支援を行った。また、失業保険受給後は生活保護が一時停止となったため、食事支援を実施。

大阪府内救護施設における一時生活支援事業への協力実施について

◆ホームレス等に対する一時的な宿泊場所等の提供について

<制度の経緯及び課題>

○平成22年1月～

- ・大阪市域外を4つのブロック（4ブロック体制）に分け、宿泊場所（ビジネスホテル・旅館等7施設）を確保して支援を実施。
ホームレス巡回相談支援事業（H16.1～）と連携実施 ⇒ 大阪市域外の**府内全自治体で、連携実施。**
- ・各ブロック契約担当市が施設と賃貸借契約を締結し、市町村の実績額を施設へ支払（平成26年度より南北2ブロック体制に変更）。
※緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、「大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会」において実施。

○平成27年4月～

- ・生活困窮者自立支援制度（平成27年4月1日）施行に伴い、本制度の「一時生活支援事業」において実施。

【制度概要】

- ◆生活困窮者自立支援制度：生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業等の実施など必要な支援を行う。
一時生活支援事業：住居のない生活困窮者に対して一定期間の宿泊場所や衣食の提供等を行う。（任意事業：国庫補助2/3）

⇒平成27年頃から、外国人観光客の増加により、宿泊施設の満室状況が続き、利用できない状況あり。

<対応策：宿泊場所の拡充>

- ・府、市営住宅、地元宿泊施設等への依頼。 ・大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合（組合員）への周知依頼。
- ・大阪府簡易宿所生活衛生協同組合（組合員）、サポータィブハウス等への依頼。

・大阪府内救護施設(大阪府所管「社会福祉法人みなと寮2施設」)に協力依頼

⇒ 試行実施（H27.12～H29.3） ※利用状況等の課題を抽出して、対応策を検討。

⇒ 大阪府内全救護施設に対して、平成29年度からの協力を働きかけた結果、新たに5施設が参画予定。

利用実績

年度	利用人員 (利用延べ実績)	うち救護施設利用人員 (利用延べ実績)	備考
26	272 (3,295)	—	施設数：16
27	247 (2,583)	9 ※ (80) ※	施設数：19 ※試行開始12.1～
28	249 (3,640)	21(270)	施設数：21

大阪府内施設の所管別施設数

所管	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	高槻市	合計
施設数	4	10	1	1	1	17
備考 施設数	男子・女子のみ入所：各1カ所	男子・女子のみ入所：各1カ所				

大阪府内救護施設における一時生活支援事業への協力実施について

一時生活支援事業実施フロー図

1. 契約担当市が施設と賃貸借契約
2. ホームレス等の相談を各福祉事務所が受理、保護の要否、一時生活事業の利用を判断（市町村職員が宿泊施設に搬送）
3. 施設利用開始後、自立相談支援機関が対応
4. 施設退所（生活保護適用等）後、ブロック代表市が施設に経費を支払い

相談者

2. 福祉事務所設置自治体（一時生活支援事業の利用を判断）

宿泊施設

3. 自立相談支援機関での対応⇒入所 ※
市町村職員が同行して健康診断を実施

4. 支払

1. 賃貸借契約

契約市（北ブロック・南ブロック）

一時支援生活支援事業に参画する場合の実施フロー図

参考：救護施設試行実施に際しての手順

大阪府

1.調整

救護施設

利用料の調整
（日用品・食事代等）
※入所前の健康診断の実施

2.契約市との調整②
北ブロック：吹田市
南ブロック：泉佐野市

4.契約

3.契約市との
賃貸借契約

※入所前の健康診断の実施

（集団生活に入るため、感染症のチェック）

- ①利用者が負担できる場合は、利用者負担
- ②利用者が負担できない場合は、市町村で協力可能な病院等での負担
- ③①、②で対応できない場合は、社会福祉法人恩賜財団済生会の
2 病院（無料低額診療所）において、無料で検診を受けることが可能。
※試行実施の際には、済生会に協力を依頼

◆救護施設利用の際の自治体からの意見

出典：大阪府アンケート（平成28年3月22日実施）集計

自治体からの 意見	メリット	○救護施設は、生活指導、就労（作業指導）、ケースワーク機能等の専門機能を有しているため、緊急時や精神障がい等の ある方への対応などが安心。 ○施設入所や物件探し等の相談にのってもらえる。 ○利用料が、2,321円（内訳：日用品・食事代等）と安価なので、自治体負担が少なくてすむ。 ○救護施設を利用することにより、利用者が集団生活あるいは居宅生活が可能かどうかの判断（アセスメント）ができる。
	デメリット	○利用前健診が煩雑である。 ○集団生活に馴染まない人には、活用しにくい。

大阪府内救護施設を活用した一時生活支援事業実施事例

＜事例 1 聴覚障がい者の居住移行支援（58歳 男性）＞

社宅を追い出され、行き先がないため、救護施設を活用した一時生活支援事業を利用。市は、障がいがあるため、施設保護を検討していたが、救護施設の生活における日常生活能力やジェスチャーや手話によるコミュニケーション能力が高いことがわかり、救護施設から市に居宅保護が可能ではないかと助言、社会福祉士会の居宅移行支援により住居設定し、居宅保護となった。

＜事例 2 高齢者施設への移行支援（75歳 男性）＞

家賃滞納により社宅を追い出され、行き先がないため、救護施設を活用した一時生活支援事業を利用。認知機能の低下がみられるため、市は高齢者施設への入所を検討。高齢者施設への入所にあたり、家賃滞納などの債務整理支援、精神科受診、介護認定等の支援を受ける必要性から、一旦救護施設に入所した上で、必要な手続き支援や医療及び介護認定を受け（要介護度 2）、高齢者施設に入所となった。

＜事例 3 居宅生活困難者への施設移行支援（58歳 男性）＞

入院時に市から救護施設への入所をすすめるも、本人は居宅保護を希望し施設入所を拒否し、無断で退院。行き先がないため、救護施設を活用した一時生活支援事業を利用。施設利用の際に、所持品が全くないことから生活用品を支給。市及び救護施設から居宅生活が難しいことを説明した結果、施設入所に同意し、救護施設に入所となった。

＜事例 4 一時生活支援事業利用前の健康診断による病気判明による医療支援（32歳 男性）＞

大家とのトラブルにより強制退去となり、住居喪失し、救護施設を活用した一時生活支援事業を利用。利用前の健康診断により、軽度の肺炎が判明し、施設の看護師により医療面談、健康チェックを継続（体調の悪化なく推移）、住居設定し、居宅保護となった。

＜事例 5 定年退職後病気悪化に伴い住居・財産（貯蓄・車）喪失（68歳 男性）＞

定年退職後、アルバイトで生計を維持していたが、腰痛の悪化に伴い入院となり、退院後も安定したアルバイトに就けず、資産売却（車など）、貯蓄も底をつき、住居も喪失したため、救護施設を活用した一時生活支援事業を利用。所持品が紙袋ひとつだけであったため、衣類・生活用品を支給。腰痛に対しては施設の看護師・指導員が面接を実施、生活面で必要な配慮を行った。住居設定し、居宅保護となった。

Osaka あんしん住まい推進協議会の構成団体

正会員

●不動産関係団体（5団体）

- ・(一社)大阪賃貸住宅経営協会
- ・(一社)大阪府宅地建物取引業協会
- ・(一社)不動産流通経営協会近畿支部
- ・(公財)日本賃貸住宅管理協会大阪府支部
- ・(公社)全日本不動産協会大阪府本部

●公的住宅事業者（4団体）

- ・大阪府住宅供給公社
- ・堺市住宅供給公社
- ・大阪市住宅供給公社
- ・独立行政法人 都市再生機構西日本支社

●地方公共団体

- ・大阪府
- ・府内市町村(26団体)※平成29年2月現在

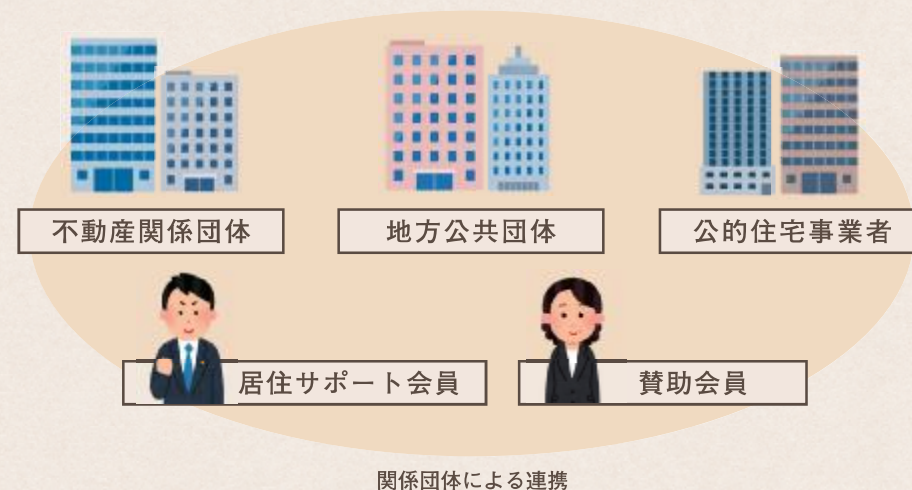
居住サポート会員

- ・あんしん賃貸支援事業登録事業者（協力店、賃貸人、居住支援団体）
- ・居住支援等の活動を行う非営利団体（NPO等）
- ・福祉関係団体

賛助会員

- ・本会の目的に賛同し、本会の事業に積極的に賛助する民間団体、民間事業者
- ・居住支援サービス商品を扱う民間事業者

Osaka あんしん住まい推進協議会のネットワーク



Osaka あんしん住まい推進協議会

【事務局】大阪府 住宅まちづくり部 都市居住課 (06-6210-9707)
大阪府住宅供給公社 総務企画部 経営企画課 (06-6203-5452)

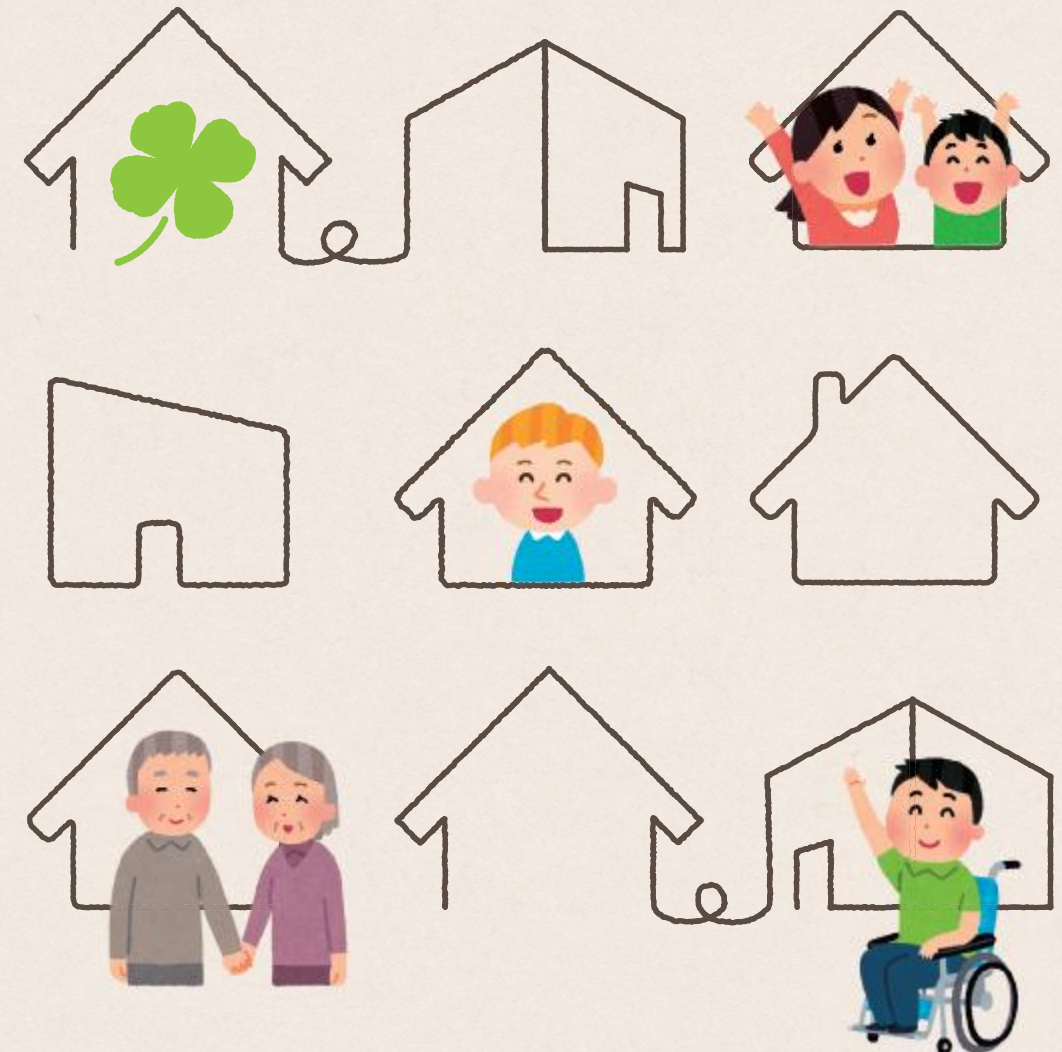
- 本冊子は、次のホームページからダウンロードいただけます。

<http://www.osaka-anshin.com/>

大阪あんしん住まい推進協議会

検索

Osaka あんしん住まい 推進協議会とは？



居住支援協議会のご案内

住宅セーフティネット法に基づき様々な取組みを行っています

住宅の確保にお困りの方々をサポートできるOsakaをめざします！

Osakaあんしん住まい推進協議会は、高齢者、低額所得者、障がい者、外国人世帯、子育て中の方などへの支援、不動産事業者の方への支援、それらの支援方策の検討を行い、住宅の確保に配慮を要する方をサポートできるよう、様々な取り組みを行っています。

Osakaあんしん住まい推進協議会は、平成27年3月25日に設立された居住支援協議会です。



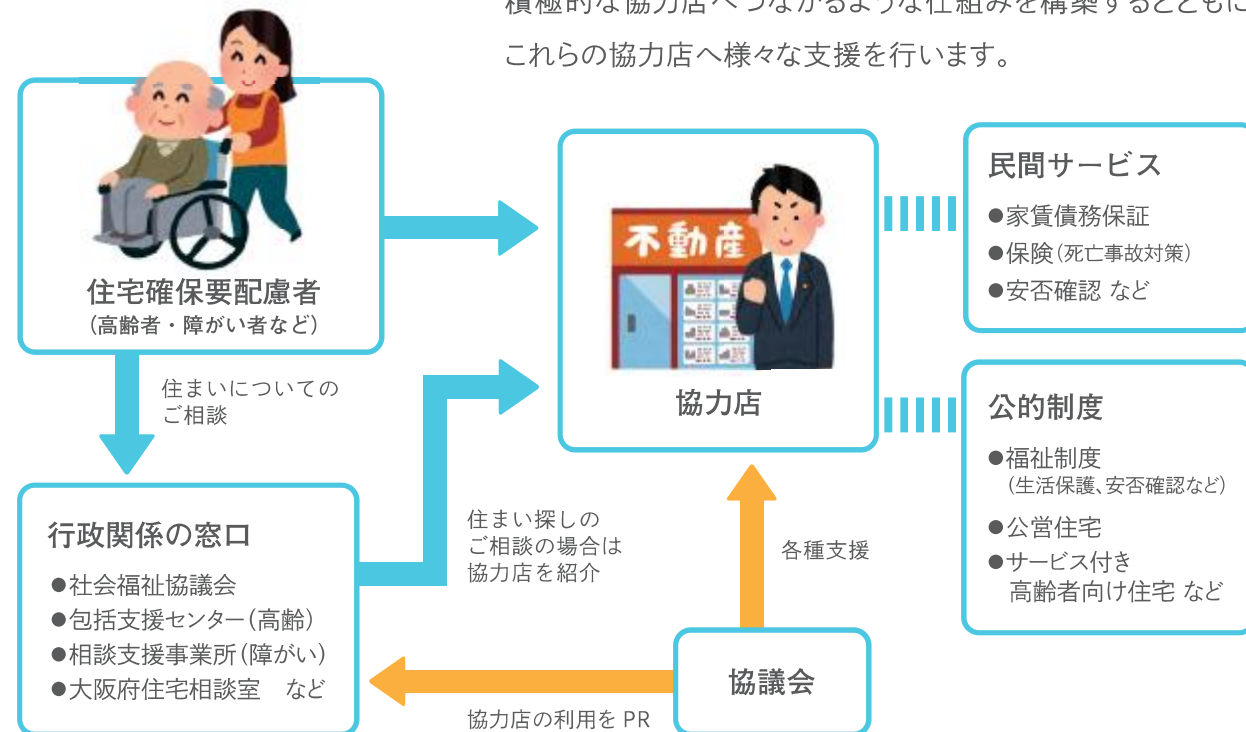
居住支援関連イベントの実施

市町村とあんしん賃貸協力店が連携し、住まいを探す高齢者、障がい者の方などのご相談に応じる住まい探し相談会を開催するなど、居住支援関連イベントを実施しています。



相談体制の構築

行政関係の窓口を訪れた住宅確保要配慮者が、相談対応に積極的な協力店へつながらずような仕組みを構築するとともに、これらの協力店へ様々な支援を行います。



あんしん賃貸検索システムの運営

高齢者、低額所得者、障がい者、外国人世帯、子育て中の方などからの住まい探しのご相談に応じる不動産事業者(協力店)、これらの方の入居に積極的な民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅などの公的な制度による住まいを一元的に探すことができる、あんしん賃貸検索システムを運営しています。



「あんしん賃貸検索システム」ホームページ

<http://sumai.osaka-anshin.com/>

詳しくはパソコン、スマートフォンで

あんしん賃貸

検索



各種情報提供

あんしん賃貸検索システムのご案内や、居住支援にかかる制度を紹介するパンフレットのほか、協議会のホームページを通じてさまざまな情報を提供しています。



「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページ



住まいを探す方向け

不動産事業者向け

国補助事業の推進

住宅確保要配慮者を受け入れる不動産事業者向けに、国による補助事業等の普及啓発を行っています。

③条例

大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例

(平成二十二年十一月四日 大阪府条例第六十一号)

一部改正：平成二十四年三月二十八日 大阪府条例第二十三号

平成二十六年三月二十七日 大阪府条例第二十八号

健康で文化的な最低限度の生活を営むことは、全ての人に保障された権利である。

その理念に基づき、生活に困窮する者の保護について、府をはじめ、それらの者の保護を行うべき実施機関や関係する医療機関、介護機関等は、様々な課題を十分認識し、それぞれの責務や役割を自覚し、共に協力していくことが必要である。

大阪では、保護を受ける者が住居や生活に関するサービスを提供する事業者との間で自己に不利な契約を締結することを余儀なくされ、結果としてこれらの者の自立が害されるという事態が生じている。

このような事態の重大性に鑑み、保護を受ける者と事業者との間における公正な取引ルールを定め、保護を受ける者に不当に不利となる事業活動を規制することにより、これらの課題を解決することを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、被保護者等住居・生活サービス等提供事業に対し必要な規制を行うことにより、その事業を行う者の被保護者等の処遇についての不当な行為を防止し、もって被保護者等の生活の安定及び自立の助長を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「被保護者等」とは、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項の規定による被保護者及び同条第二項に規定する要保護者であつて同法第二十四条第一項の規定による保護の開始の申請をしているものをいう。

2 この条例において「被保護者等住居・生活サービス等提供事業」とは、次に掲げる事業(国又は地方公共団体が行う事業を除く。)をいう。ただし、法令により、その開始につき行政庁の許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)又は行政庁への届出(同条第七号に規定する届出をいう。以下同じ。)を要するものとされている事業、その設置につき行政庁の許認可等又は行政庁への届出を要するものとされている施設に係る事業及びその実施につき行政庁の許認可等を受け、又は行政庁への届出をすることが出来るものとされている事業であつて規則で定めるものを除く。

一 二人以上の被保護者等に対し、住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設(以下「住居等」という。)を提供するとともに、被服、寝具その他生活必需品、食事又は洗濯、掃除その他役務の提供その他の日常生活上必要なサービスであつて一月を超えて継続的に提供されるもの(以下「生活サービス」という。)を提供し、又は生活保護法の規定により保護として給与し、若しくは貸与される金銭若しくは当該金銭が払い込まれる預金若しくは貯金の口座に係る預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード又は当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金又は貯金の引出し又は払込みに必要なものとして規則で定めるものをいう。)(以下「金銭等」という。)の管理を行うサービス(以下「金銭等管理サービス」という。)を提供する事業

二 二人以上の被保護者等に対し、住居等を提供するとともに、自己の指定する者に生活サービス又は金銭等管理サービスを提供させる事業

三 二人以上の被保護者等に対し、生活サービス又は金銭等管理サービスを提供するとともに、自己の指定する者に住居等を提供させる事業

四 前二号の指定を受け、これらの号に規定する生活サービス若しくは金銭等管理サービス又は住居等を提供する事業

3 この条例において「住居等に関する契約」とは、被保護者等住居・生活サービス等提供事業を営む者(以下「事業者」という。)と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活サービス

ス等提供事業に係る契約であって、当該事業者が有償で住居等を提供することを約するものをいう。

- 4 この条例において「生活サービスに関する契約」とは、事業者と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活サービス等提供事業に係る契約であって、当該事業者が有償で生活サービスを提供することを約するものをいう。
- 5 この条例において「金銭等管理サービスに関する契約」とは、事業者と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活サービス等提供事業に係る契約であって、当該事業者が金銭等管理サービスを提供することを約するものをいう。

(届出)

第三条 被保護者等住居・生活サービス等提供事業(前条第二項第四号に規定するものを除く。)を営もうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 営もうとする事業の種別(住居等の提供又は生活サービスの提供若しくは金銭等管理サービスの提供の別をいう。)
 - 三 住居等を提供する事業者にあつては、当該住居等の建物の名称及び所在地
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
 - 五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事業に係る事業者にあつては、自己の指定する事業者についての前各号に掲げる事項
- 2 前項の規定による届出をした事業者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又はその事業を廃止し、若しくは休止したときは、その日から一月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(被保護者等住居・生活サービス等提供事業に係る契約の解除に係る規制)

第四条 事業者は、住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約の締結に際しては、次に掲げる事項の定めをしなければならない。

- 一 被保護者等が住居等に関する契約を解除する場合について、予告をしたときは、一月以内で当該契約を解除することができること。
 - 二 事業者が正当な事由があると認められる場合に住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約を解除するときは、少なくとも六月前にその予告をしなければならないこと。
 - 三 被保護者等が生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約の解除の申入れをしたときは、直ちに当該申入れに係る契約を解除することができること。
- 2 事業者は、住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約の締結に際しては、次に掲げる事項の定めをしてはならない。
- 一 被保護者等が生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を解除することを理由として、事業者が住居等に関する契約を解除すること。
 - 二 被保護者等が住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約を解除した場合について、被保護者等が当該契約の解除に伴う違約金を支払うこと。

(被保護者等住居・生活サービス等提供事業に係る契約締結前の重要事項の説明等)

第五条 事業者は、住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約を締結しようとするときは、当該契約を締結するまでに、その相手方である被保護者等に対し、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を交付して説明しなければならない。

- 一 住居等に関する契約 次に掲げる事項
 - イ 事業者の氏名又は名称及び住所
 - ロ 住居等の提供期間

- ハ 建物の名称及び所在地並びに居室の室番号及び床面積
 - ニ 居室の賃料、敷金、共益費、管理費その他の住居等に関して被保護者等が支払うこととなる金銭の額
 - ホ 契約の解除に関する事項
- 二 生活サービスに関する契約 次に掲げる事項
- イ 事業者の氏名又は名称及び住所
 - ロ 生活サービスの提供期間
 - ハ 提供する生活サービスの内容及びその対価
 - ニ 契約の解除に関する事項
- 三 金銭等管理サービスに関する契約 次に掲げる事項
- イ 事業者の氏名又は名称及び住所
 - ロ 金銭等管理サービスの提供期間
 - ハ 有償で提供する場合にあっては、その対価
 - ニ 金銭等の管理の方法
 - ホ 被保護者等への報告の方法及び時期
 - ヘ 契約の解除に関する事項
- 2 事業者は、前項の説明をした者をして、同項の書面に署名又は記名押印をさせなければならない。

(被保護者等住居・生活サービス等提供事業に係る契約締結時の書面の交付)

第六条 事業者は、住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を作成して署名し、又は記名押印し、その相手方である被保護者等に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして規則で定めるものを変更したときも、同様とする。

- 一 前条各号に掲げる事項
- 二 契約年月日

(報告の徴収)

第七条 知事は、事業者が前二条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該報告又は資料の提出をしないときは、当該事業者はこれらの条の規定に違反したものとみなす。

- 2 前項に定めるもののほか、知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他関係者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第八条 知事は、事業者が第四条から第六条までの規定に違反したとき、又は次に掲げる行為をした場合において、被保護者等の生活の安定及び自立の助長を害するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約に関する書面の作成又は交付その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 住居等に関する契約において、予告をしたときは、一月以内に当該契約を解除することができる定めをし、かつ、被保護者等が当該定めに基づいて契約の解除の申入れをしたにもかかわらず、当該契約を解除しないこと。
- 二 正当な事由がなく、又は六月前までに予告することなしに住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約を解除し、又は契約の解除の申入れをすること。
- 三 被保護者等が生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約の解除の申入れをしたにもかかわらず、当該申入れに係る契約を解除しないこと。
- 四 被保護者等が生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を解除した

ことを理由として、被保護者等に対し住居等の明渡しを求めること。

五 被保護者等が住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約を解除した場合について、被保護者等に当該契約の解除に伴う違約金の支払を請求すること。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第九条 知事は、前条第二項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

(保護の実施機関との連携)

第十条 知事は、事業者に関する情報その他の必要な情報を、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関(以下「保護の実施機関」という。)に提供するものとする。

2 知事は、事業者が第四条から第六条までの規定に違反する疑いがあるとき、又は第八条第一項各号に掲げる行為をしたと認めるときは、保護の実施機関に対し、事業者に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

3 保護の実施機関は、事業者が第四条から第六条までの規定に違反する疑いがあると認めるとき、又は第八条第一項各号に掲げる行為をしたと認めるときは、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(規則への委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十二条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に被保護者等住居・生活サービス等提供事業を営んでいる者に関する第三条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二十三年八月一日までに」とする。

3 第四条から第六条までの規定は、この条例の施行前に締結された住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約については、適用しない。

附 則 (平成二十四年三月二十八日大阪府条例第二十三号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日大阪府条例第二十八号）
（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年七月一日から施行する。

④規則

大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例施行規則
(平成二十三年一月二十五日 大阪府規則第一号)

一部改正：平成二十四年三月二十八日 大阪府規則第三十一号
平成二十五年三月二十六日 大阪府規則第二十六号
平成二十七年三月三十日 大阪府規則第四十八号
平成二十八年二月二十九日 大阪府規則第十号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例(平成二十二年大阪府条例第六十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(条例第二条第二項ただし書の規則で定める事業)

第三条 条例第二条第二項ただし書の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する保護施設に係る事業
- 二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業
- 三 老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームに係る事業
- 四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設に係る事業並びに同法第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、第四十六条第一項、第五十三条第一項本文、第五十四条の二第一項本文、第五十八条第一項及び第百十五条の四十五の三第一項の規定による指定に係る事業
- 五 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業であって同項の登録を受けたもの
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定に係る事業

(被保護者等住居・生活サービス等提供事業に係る届出)

第四条 条例第三条第一項の規定による届出は、被保護者等住居・生活サービス等提供事業届出書(様式第一号)を提出することにより行わなければならない。

2 条例第三条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 被保護者等住居・生活サービス等提供事業を開始しようとする年月日
- 二 生活サービスを提供する事業者にあつては、当該生活サービスの内容

3 条例第三条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

- 一 被保護者等住居・生活サービス等提供事業の届出に係る事項に変更を生じた場合 被保護者等住居・生活サービス等提供事業変更届出書(様式第二号)
- 二 被保護者等住居・生活サービス等提供事業を廃止し、又は休止した場合 被保護者等住居・生活サービス等提供事業／廃止／休止／届出書(様式第三号)

(条例第六条の規則で定める事項)

第五条 条例第六条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(軽微な変更に係るものを除く。)とする。

- 一 住居等に関する契約 条例第五条第一項第一号ロからホまでに掲げる事項

- 二 生活サービスに関する契約 条例第五条第一項第二号ロからニまでに掲げる事項
- 三 金銭等管理サービスに関する契約 条例第五条第一項第三号ロからヘまでに掲げる事項

附 則

この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十八日 大阪府規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第四号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十六日 大阪府規則第二十六号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十日 大阪府規則第四十八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年二月二十九日 大阪府規則第十号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式 略

⑤大阪府内自立相談支援機関窓口一覧（平成29年4月3日時点）

				救護施設が 実施・協力
自治体名	事業実施者	窓口名	住所	電話番号
大阪市北区	大阪市北区社会福祉協議会・みおつくし福祉会 共同体	よりそいサポートきた	大阪市北区扇町2-1-27	06-6809-2814
大阪市都島区	（福） 大阪市都島区社会福祉協議会	生活自立相談窓口	大阪市都島区中野町2-16-20	06-4800-4800
大阪市福島区	（福） 大阪市福島区社会福祉協議会	生活あんしん相談窓口	大阪市福島区大開1-8-1	06-6468-6340
大阪市此花区	大阪市此花区社会福祉協議会・みおつくし福祉会 共同体	自立相談支援窓口	大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9530
大阪市中央区	（福） 大阪市中央区社会福祉協議会	生活自立相談窓口	大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-7507-1487
大阪市西区	みなと寮・西区社会福祉協議会共同体	生活自立相談「ぶらっとほーむ西」	大阪市西区新町4-5-14	06-6538-6400
大阪市港区	みなと寮・港区社会福祉協議会共同体	くらしのサポートコーナー	大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9897
大阪市大正区	（福） 大阪市大正区社会福祉協議会	インコス大正	大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9925
大阪市天王寺区	大阪自彊館、 天王寺区社会福祉協議会共同体	サポート天王寺	大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9937
大阪市浪速区	（福） 大阪市浪速区社会福祉協議会	くらしサポートセンターなにわ	大阪市浪速区数津東1-4-20	06-6536-8861
大阪市西淀川区	A H C・大阪市西淀川区社会福祉協議会共同体	生活自立相談・就労支援窓口	大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6471-8222
大阪市淀川区	大阪市淀川区社会福祉協議会・みなと寮共同体	生活自立相談窓口	大阪市淀川区十三東2-3-3	06-6195-7851
大阪市東淀川区	（福） 大阪市東淀川区社会福祉協議会	くらしのみのり相談窓口	大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-6320-0231
大阪市東成区	大阪市東成区社会福祉協議会・みおつくし福祉会 共同体	自立相談支援窓口	大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9126
大阪市生野区	（福） 大阪市生野区社会福祉協議会	生活自立支援相談窓口	大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6717-6565
大阪市旭区	リベルタ・ヒューマンワークアソシエーション共同体	くらし相談窓口	大阪市旭区大宮1-1-17	06-6953-2380
大阪市城東区	（福） 大阪市城東区社会福祉協議会	生活自立相談窓口・ウィズゆうゆう	大阪市城東区中央3-5-45	06-6936-1181
大阪市鶴見区	（福） 大阪市鶴見区社会福祉協議会	自立アシスト相談	大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6913-7060
大阪市阿倍野区	（福） 大阪市阿倍野区社会福祉協議会	生活相談窓口あべの	大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9795
大阪市住之江区	（福） 大阪市住之江区社会福祉協議会	暮らしさぼーと相談センターすみのえ	大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9824
大阪市住吉区	（福） 大阪市住吉区社会福祉協議会	生活自立相談窓口	大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6654-7763
大阪市東住吉区	（福） 大阪市東住吉区社会福祉協議会	くらしサポート	大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-6621-3011
大阪市平野区	（福） 大阪市平野区社会福祉協議会	くらしサポートセンター平野	大阪市平野区背戸口3-8-19	06-6700-9250
大阪市西成区	大阪市西成区社会福祉協議会・大阪自彊館共同 体	はぎさぼーと	大阪市西成区岸里1-5-20	06-6115-8070
堺市	（福） 堺市社会福祉協議会	堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」	堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館 4	072-225-5659
豊中市	豊中市民協働部くらし支援課	くらし再建パーソナルサポートセンター	豊中市北桜塚2-2-1	06-6858-6861
	（福） 豊中市社会福祉協議会	くらし再建パーソナルサポートセンター@社会福	豊中市岡上の町2-1-15	06-6848-1313
	（一社） キャリアブリッジ	くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき	豊中市服部西町4-13-1	06-4866-5640
高槻市	高槻市健康福祉部福祉事務所生活福祉支援課	自立支援相談窓口	大阪府高槻市桃園町2-1	072-674-7767
東大阪市	東大阪市福祉部生活福祉室	生活さいけん相談窓口	大阪府東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3182
枚方市	枚方市福祉部生活福祉室	自立相談支援センター	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1548
岸和田市	岸和田市福祉部生活福祉課困窮者支援担当	生活福祉課	岸和田市岸城町7-1	072-423-9141
	（福） 岸和田市社会福祉協議会	岸和田市自立相談支援センター	岸和田市野田町1-5-5	072-439-8255
池田市	池田市福祉部生活福祉課	暮らし応援窓口いけだ	池田市城南1-1-1	072-752-1316
吹田市	吹田市福祉部生活福祉室	生活困窮者自立支援センター	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1350
泉大津市	泉大津市健康福祉部生活福祉課	市民生活応援窓口	泉大津市東雲町9-12 泉大津市役所内 1 階ロビー	0725-33-9254
貝塚市	貝塚市福祉部福祉総務課	市民相談室	貝塚市畠中1-17-1	072-433-7086
守口市	（一社） ヒューマンワークアソシエーション	くらしサポートセンター守口	守口市京阪本通2-1-5 京阪川口ビル4階	06-6998-4510 0800-200-8011

自治体名	事業実施者	窓口名	住所	電話番号
茨木市	茨木市健康福祉部福祉政策課生活支援係	くらしサポートセンター「あすてっぴ 茨木」	茨木市駅前3-8-13	072-655-2752
八尾市	(福) 八尾市社会福祉協議会	生活支援相談センター	八尾市本町1-1-1	072-924-3761
泉佐野市	泉佐野市健康福祉部生活福祉課	生活福祉課	泉佐野市市場東1-295-3	072-463-1212
富田林市	富田林市子育て福祉部地域福祉課自立支援係	地域福祉課自立支援係	富田林市常盤町1-1	0721-25-1000 (内線289)
寝屋川市	(福) 寝屋川市社会福祉協議会		寝屋川市池田西町28-22	072-812-2040
河内長野市	河内長野市保健福祉部生活福祉課福祉総務係	保健福祉部生活福祉課	河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111
松原市	(福) 松原市社会福祉協議会	生活応援センター	松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館内	072-337-7333
	(福) 松風福祉会	ぬくもり相談室	松原市南新町2-141-1 はーとビュー (松原市人権交流センター内)	072-330-7500
大東市	(福) 大東市社会福祉協議会	くらしサポート大東	大東市谷川1-1-1	072-870-9664
和泉市	和泉市生きがい健康部福祉総務課	くらしサポートセンター	和泉市府中町2-7-5	0725-99-8100
	(医) ベガサス	ベガサス いきいきネット相談支援センター	和泉市上町81 介護療養型老人保健施設エクス内	0725-43-2010
	(福) 和泉市社会福祉協議会	和泉市社会福祉協議会 いきいきネット相談支援センター	和泉市幸2-5-16 北部総合福祉会館内	0725-41-3739
	(福) 悠人会	サンガーデン府中 いきいきネット相談支援センター	和泉市山荘町1368-1	0725-46-3110
	(福) 芳春会	ピオラ和泉 いきいきネット相談支援センター	和泉市和気町3-4-24	0725-46-0470
	(福) 大阪府社会福祉事業団	光明荘 いきいきネット相談支援センター	和泉市伏屋町3-8-1	0725-56-2003
	(医) 博我会	プリムラ和泉 いきいきネット相談支援センター	和泉市松尾寺町330	0725-54-1912
	(医) 大泉会	くろいし いきいきネット相談支援センター	和泉市黒石町566-1	0725-57-2266
	(福) 和泉福祉会	ひかりの園 いきいきネット相談支援センター	和泉市下宮町141-1	0725-92-1225
箕面市	(特非) 暮らしづくりネットワーク北芝 (福) 箕面市社会福祉協議会	自立相談支援窓口	箕面市萱野3-6-1 総合保健福祉センター 箕面市萱野1-19-4 萱野中央人権文化センター	072-727-9515 072-722-7400
柏原市	(福) 柏原市社会福祉協議会	生活支援相談窓口	柏原市安堂町1-55	072-972-1501
羽曳野市	羽曳野市保健福祉部福祉総務課地域福祉担当	福祉総務課	羽曳野市萱田4-1-1	072-958-1111
門真市	(福) 門真市社会福祉協議会		門真市御堂町14-1	06-6902-6453
摂津市	摂津市保健福祉部生活支援課	生活支援課	摂津市三島1-1-1	06-6383-1111
高石市	(福) 高石市社会福祉協議会	社会福祉法人高石市社会福祉協議会	高石市加茂4-1-1 高石市役所別館 1 階	072-261-3656
藤井寺市	藤井寺市福祉部生活支援課自立相談支援担当	生活困窮者自立相談支援担当	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1107
泉南市	(一社) 泉南市人権協会	ここサポ泉南	泉南市樽井9-16-2	0120-968-141
四條畷市	(福) 四條畷市社会福祉協議会	なわて生活サポート相談	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121
交野市	(福) 交野市社会福祉協議会		交野市天野が原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター内 (ゆうゆうセンター)	072-895-1185
大阪狭山市	(福) 大阪狭山市社会福祉協議会	生活サポートセンター	大阪狭山市狭山1-862-5	072-368-9955
阪南市	阪南市福祉部生活支援課	生活支援課	阪南市尾崎町35-1	072-471-5678
島本町	(福) 島本町社会福祉協議会	生活自立相談窓口	島本町桜井3-4-1	0120-87-5417 075-962-5417
豊能町・能勢町 (大阪府池田子ども家庭センター)	(福) 大阪府社会福祉協議会	はーと・ほっと相談室	池田市満寿美町9-17	072-752-6287
太子町・河南町・千早赤阪村 (大阪府富田林子ども家庭センター)	(福) 大阪府社会福祉協議会	はーと・ほっと相談室	富田林市寿町2-6-1	0721-25-1131
忠岡町・熊取町・田尻町・岬町 (大阪府岸和田子ども家庭センター)	(福) 大阪府社会福祉協議会	はーと・ほっと相談室	岸和田市宮前町7-30	072-441-2760

⑥大阪府内認定事業所一覧

平成29年5月16日現在

	事業所名	所在地	法人名	訓練内容	認定年月日	認定自治体
1	(社福)みささぎ会 藤井寺特別養護老人ホーム	藤井寺市藤井寺4丁目11番7号	社会福祉法人みささぎ会	介護補助・掃除・洗濯・事務補助	平成27年4月30日	大阪府
2	高齢者ケアセンターつどうホール	藤井寺市小山3丁目151番地の1	社会福祉法人みささぎ会	介護補助・掃除・洗濯・事務補助	平成27年4月30日	大阪府
3	特別養護老人ホーム成法苑	八尾市南本町3丁目4番5号	社会福祉法人八尾隣保館	居室清掃等	平成27年4月30日	大阪府
4	いずみエコロジーファーム ハートランド事業部	和泉市テクノステージ2丁目1番10号	株式会社	農作業・農産加工作業	平成27年5月27日	大阪府
5	ハートコープいずみ 本社工場	和泉市テクノステージ2丁目1番10号	株式会社	リサイクル作業・堆肥製造作業	平成27年5月27日	大阪府
6	ハートコープいずみ あゆみの営業所	和泉市あゆみ野2丁目5番4号	株式会社	リサイクル作業・帳合・清掃作業	平成27年5月27日	大阪府
7	(社福)長生会 特別養護老人ホーム美野の里	南河内郡太子町大字山田2550番地	社会福祉法人長生会	介護補助・清掃等	平成27年5月27日	大阪府
8	庄栄エルダーセンター	茨木市庄2丁目7番38号	社会福祉法人秀幸福祉会	農作業・収穫物販売	平成27年5月27日	大阪府
9	特別養護老人ホーム ホーム太子堂	八尾市太子堂4丁目1番32号	社会福祉法人竜華福祉会	居室シーツ交換・清掃等	平成27年5月27日	大阪府
10	(社福)こばと会 特別養護老人ホームいのこの里	吹田市山田西1丁目26番27号	社会福祉法人こばと会	介護補助・調理補助・清掃等	平成27年5月27日	大阪府
11	(社福)こばと会 いのこの里デイサービスセンター	吹田市山田西1丁目26番27号	社会福祉法人こばと会	介護業務補助・清掃等	平成27年5月27日	大阪府
12	吹田市立亥の子谷デイサービスセンター	吹田市山田西1丁目26番20号	社会福祉法人こばと会	介護業務補助・清掃等	平成27年5月27日	大阪府
13	吹田竜ヶ池ホーム	吹田市原町3丁目21番25号	社会福祉法人成光苑	施設内環境整備・設備備品の維持管理等	平成27年5月27日	大阪府
14	特別養護老人ホーム白鳥荘	箕面市白鳥3丁目5番50号	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	介護業務補助・清掃等	平成27年5月27日	大阪府
15	(社福)みなと寮 救護施設 みなと寮	河内長野市河合寺423-1	社会福祉法人みなと寮	館内清掃・敷地内清掃 シーツ交換・配膳補助等	平成27年6月1日	大阪府
16	(社福)みなと寮 救護施設 千里寮	吹田市古江台6丁目2番8号	社会福祉法人みなと寮	農園作業・館内清掃・敷地内清掃 シーツ交換・配膳補助等	平成27年6月1日	大阪府
17	(社福)みなと寮 救護施設 りんくうみなと	泉南市りんくう南浜3-10	社会福祉法人みなと寮	農園作業・館内清掃・敷地内清掃 シーツ交換・配膳補助等	平成27年6月1日	大阪府
18	デイサービスセンター萱振苑	八尾市萱振町5-10	社会福祉法人つくし会	食事準備片づけ レクリエーションの準備・片づけ	平成27年6月9日	大阪府
19	特別養護老人ホーム萱振苑	八尾市萱振町5-10	社会福祉法人つくし会	シーツ交換・掃除・洗濯業務等の間接的業務	平成27年6月9日	大阪府
20	(社福)聖徳会 大阪老人ホーム	松原市阿保3丁目14番22号	社会福祉法人聖徳会	介助補助・洗濯・掃除・事務補助	平成27年6月23日	大阪府
21	(社福)好老会 ひかり	藤井寺市惣社2丁目5番15号	社会福祉法人好老会	掃除等・間接介助全般	平成27年6月23日	大阪府
22	(社福)好老会 第2ひかり	藤井寺市惣社2丁目6番17号	社会福祉法人好老会	掃除等・間接介助全般	平成27年6月23日	大阪府
23	ひまわり園	羽曳野市羽曳が丘3丁目24番1号	社会福祉法人ひまわり園	木工・陶芸・クラフト・自主製品の製作援助・企業等施設の清掃諸員作業・企業からの委託作業・園芸・農作業等支援員の助手	平成27年7月27日	大阪府
24	(社福)四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田院養護老人ホーム	羽曳野市学園前6-1-1	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	施設内の営繕や生活支援全般	平成27年8月1日	大阪府
25	(社福)四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田院特別養護老人ホーム	羽曳野市学園前6-1-1	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	施設における清掃や軽作業などの間接業務	平成27年8月1日	大阪府
26	(社福)四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田院デイセンター	羽曳野市学園前6-1-1	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	法人所有の施設の清掃や事務作業など	平成27年8月1日	大阪府
27	(社福)四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田院保育園	羽曳野市学園前6-1-1	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	法人所有の施設の清掃や事務作業など	平成27年8月1日	大阪府
28	特別養護老人ホーム 信貴の里	八尾市服部川5丁目7番地2	社会福祉法人高安福祉会	施設内清掃及びびりネン関係業務	平成27年8月13日	大阪府

29	特別養護老人ホーム 光明荘	和泉市伏屋町3丁目8番1号	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	間接的生活支援・清掃業務等	平成27年9月15日	大阪府
30	軽費老人ホーム河南荘	南河内郡河南町白木905番	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	間接的生活支援・環境整備	平成27年9月15日	大阪府
31	養護老人ホーム四條畷荘	四條畷市北出町28番1号	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	直接介護・介護補助・家事援助・清掃業務他	平成27年9月15日	大阪府
32	四條畷荘デイサービスセンターほほえみ	四條畷市北出町28番1号	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	直接介護・介護補助・家事援助・清掃業務他	平成27年9月15日	大阪府
33	特別養護老人ホーム四條畷荘	四條畷市北出町28番1号	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	直接介護・介護補助・家事援助・清掃業務他	平成27年9月15日	大阪府
34	軽費老人ホーム万寿荘	池田市井口堂3丁目4番1号	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	入居者支援・清掃業務	平成27年9月15日	大阪府
35	(社福)もくせい会 ケアハウスきんもくせい	交野市南星台2丁目5番15号	社会福祉法人もくせい会	施設内清掃・洗濯・たみ・食事の配膳、下膳・配茶・利用者との話し相手等	平成27年9月15日	大阪府
36	特別養護老人ホームビュア	八尾市郡川2丁目33番地	社会福祉法人香久山会	居室のシーツ交換と清掃等の間接的業務	平成27年10月1日	大阪府
37	特別養護老人ホーム高秀苑	八尾市桂町五丁目11番6	社会福祉法人久義会	施設内の清掃業務等	平成27年10月1日	大阪府
38	特別養護老人ホーム春日丘荘	茨木市南春日丘7丁目11番22号	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	間接的生活支援業務	平成27年10月1日	大阪府
39	喜志菊水苑デイサービスセンター	富田林市喜志町3丁目1番地33号	社会福祉法人成和会	介護業務補助・清掃等	平成27年10月1日	大阪府
40	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団事務局	箕面市白鳥3丁目5番50号	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	法人事務局内での清掃	平成27年10月1日	大阪府
41	特別養護老人ホーム 幸寿	八尾市太田3-192-2	社会福祉法人幸寿会	施設内外の清掃等の間接的業務	平成27年10月23日	大阪府
42	デイサービスセンター成法苑	八尾市南本町3丁目4番5号	社会福祉法人八尾隣保館	フロアの清掃や利用者のお茶出し等の間接的業務	平成27年10月23日	大阪府
43	デイサービスセンターサポートやお	八尾市青山町4丁目4番18号	社会福祉法人八尾隣保館	フロアの清掃や利用者のお茶出し等の間接的業務	平成27年10月23日	大阪府
44	特別養護老人ホーム しあわせの郷	八尾市郡川三丁目80番地1	社会福祉法人幸福会	間接的介護業務(シーツ交換、掃除、血洗い) コミュニケーション	平成27年12月21日	大阪府
45	特別養護老人ホーム あすか八尾	八尾市太子堂四丁目2番33号	社会福祉法人朋寿会	清掃や洗濯、居室のシーツ交換等の間接的業務	平成27年12月21日	大阪府
46	ケアハウス グリーンヒル淳風	寝屋川市太素高塚町9-1	社会福祉法人 淳風会	ケアハウスの介護補助	平成28年3月9日	大阪府
47	特別養護老人ホーム遊づる	松原市市岡1-184-1	社会福祉法人 堺暁福祉会	話し相手、レクリエーション補助等の介護補助 食事の配膳・下膳、シーツ交換、清掃等の間接的業務	平成28年3月9日	大阪府
48	特別養護老人ホーム ハートフルふしお	池田市伏尾町12番1	社会福祉法人 大協会	居室洗面台清掃業務、2・3階居室清掃業務、介護スタッフの補助業務	平成28年3月30日	大阪府
49	社会福祉法人 聖徳会 大阪老人ホームうえだ	松原市上田8-11-11	社会福祉法人 聖徳会	掃除、介護補助等	平成28年3月30日	大阪府
50	特別養護老人ホーム 久宝寺愛の郷	八尾市久宝寺三丁目15番38号	社会福祉法人 大阪愛心会	清掃や洗濯、居室のシーツ交換等の間接的業務	平成28年3月30日	大阪府
51	デイサービス 久宝寺愛の郷	八尾市久宝寺三丁目15番38号	社会福祉法人 大阪愛心会	清掃や洗濯、居室のシーツ交換等の間接的業務	平成28年3月30日	大阪府
52	特別養護老人ホーム 柏原寿光園	柏原市大字安堂1008	社会福祉法人 寿光会	法人所有の老人ホームで生活支援のお手伝い	平成28年4月13日	大阪府
53	柏原寿光園デイサービスセンター	柏原市大字安堂1008	社会福祉法人 寿光会	法人所有のデイサービスセンターで生活支援のお手伝い	平成28年4月13日	大阪府
54	特別養護老人ホーム 太寿	柏原市太平寺1-4-30	社会福祉法人 寿光会	法人所有の地域密着型老人ホームで生活支援のお手伝い	平成28年4月13日	大阪府
55	グループホーム太寿	柏原市太平寺1-4-30	社会福祉法人 寿光会	法人所有のグループホームで生活支援のお手伝い	平成28年4月13日	大阪府
56	デイサービスセンター寿光園	八尾市楽音寺2丁目125番地	社会福祉法人 寿光会	利用者の送迎・移動等の援助と清掃等の間接的業務	平成28年4月13日	大阪府
57	特別養護老人ホーム寿光園	八尾市楽音寺2丁目125番地	社会福祉法人 寿光会	居室のシーツ交換と清掃等の間接的業務	平成28年4月13日	大阪府
58	特別養護老人ホーム くみのき苑	大阪狭山市東茱萸木4丁目1977番地	社会福祉法人 ラポール会	居室、共用部等の清掃、洗濯、ベットメイキング、食事の配膳、 下膳、入居者との対話等	平成28年6月13日	大阪府

59	特別養護老人ホーム 長生園	八尾市光南町1丁目4番8号	社会福祉法人 養珠会	施設内外の清掃及び食事の配膳、下膳などの補助作業	平成28年6月13日	大阪府
60	社会福祉法人桃林会 とりかい白鷺園	摂津市鳥飼中1丁目19番8号	社会福祉法人 桃林会	施設内外の清掃、公用車の洗車、介護業務補助等	平成28年7月28日	大阪府
61	特別養護老人ホーム 明星	交野市星田8丁目6-7	社会福祉法人 豊年福祉会	入浴後のドライヤー、浴場の清掃、外出行事への付き添い、洗濯物のたたみ、施設全体行事への参加など	平成28年7月28日	大阪府
62	軽費老人ホーム 明星	交野市星田8丁目6-7	社会福祉法人 豊年福祉会	共用部分の清掃、公用車の洗車など	平成28年8月19日	大阪府
63	特別養護老人ホーム 天の川明星	交野市藤が尾2丁目5-22	社会福祉法人 豊年福祉会	入浴後のドライヤー、共用部分の清掃、外出行事への付き添い、洗濯物のたたみ、施設全体行事への参加など	平成28年8月19日	大阪府
64	特別養護老人ホーム あいの里竜間	大東市大字龍間673番地3	社会福祉法人 敬信福祉会	特別養護老人ホームでの清掃、シーツ交換、おしほり配布・回収、ゴミ回収と搬出、誘導補助、利用者との館内散歩、フロアの清掃	平成28年9月20日	大阪府
65	せつつ桜苑	摂津市桜町1丁目1番11号	社会福祉法人 成光苑	施設内の環境整備、施設備品の維持管理、介護補助	平成28年9月20日	大阪府
66	社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会	岸和田市野田町1-5-5 岸和田市立福祉総合センター内	社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会	福祉センター内の清掃、軽作業、簡易なPC入力	平成28年10月11日	大阪府
67	やすらぎ東光デイサービスセンター	岸和田市別所町3-12-1(保健センター3階)	社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会	清掃、お茶出し、食器洗い、洗濯、洗車等	平成28年10月11日	大阪府
68	岸和田市立高齢者ふれあいセンター朝陽	岸和田市下野町5-3-8	社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会	ふれあい喫茶「いこい」の準備、接客補助、清掃等	平成28年10月11日	大阪府
69	ふれあい朝陽デイサービス	岸和田市下野町5-3-11	社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会	清掃、送迎車の洗車等	平成28年10月11日	大阪府
70	岸和田市地域包括支援センター社協久米田	岸和田市下池田町3-7-30	社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会	清掃、洗車等	平成28年10月11日	大阪府
71	特別養護老人ホーム大阪好意の庭	柏原市旭ヶ丘3丁目13番45号	社会福祉法人 日本コイノニア福祉会	清掃、掃除、介護補助	平成29年3月15日	大阪府
72	社会福祉法人 賀光会 賀光寮	藤井寺市藤井寺4丁目11番8号	社会福祉法人 賀光会	館内清掃・敷地内清掃 軽作業・農園芸など支援員の補助	平成29年4月19日	大阪府

大阪市内認定事業所一覧

平成29年5月16日現在

	事業所名	所在地	法人名	訓練内容	認定年月日	認定自治体
1	(社福)みなと寮 救護施設 大阪市立港晴寮	大阪市港区港晴2-4-25	社会福祉法人みなと寮	館内清掃・シーツ交換・配膳補助等	平成27年5月27日	大阪市
2	(社福)みなと寮 救護施設 大阪市立第2港晴寮	大阪市港区田中3-1-130	社会福祉法人みなと寮	館内清掃・シーツ交換・配膳補助等	平成27年5月27日	大阪市
3	救護施設 三徳寮	大阪市西成区萩之茶屋1丁目9番14号	社会福祉法人大阪自彊館	大浴場清掃・談話室清掃 三徳ケアセンター利用者案内	平成27年6月19日	大阪市
4	救護施設 白雲寮	大阪市西成区天下茶屋1丁目3番17号	社会福祉法人大阪自彊館	製品箱詰めなどの軽作業・救護施設等での入浴介助補助・浴室清掃等	平成27年7月10日	大阪市
5	Jouer Collage	大阪市西区南堀江1丁目11-8-301	株式会社ハー八	ミシンを使用した実践的な訓練 その他業務体験等	平成27年7月10日	大阪市
6	特別養護老人ホーム薔	大阪市生野区巽南3-7-30	社会福祉法人三秀會	清掃業務等	平成27年7月17日	大阪市
7	(株)アイエスエフネットライフ大阪 淀川事業所	大阪市淀川区西中島5-14-10 サムディ新大阪フロントビル8階	株式会社アイエスエフネットライフ大阪	PCを使った作業・軽作業	平成27年7月30日	大阪市
8	就労創造センター せふいろと	大阪市浪速区幸町2-4-15 マナベハイツ桜川1階	株式会社ソーシャルプランニング流	駐輪禁止区域における違法駐輪者への 声かけ及び周辺駐輪場の案内	平成27年8月6日	大阪市
9	ハローライフ	大阪市西区鞆本町1-16-14	NPO法人スマイルスタイル	和菓子等の製造	平成27年9月30日	大阪市
10	株式会社新生 PAL工場	大阪市東住吉区住道矢田6丁目3-21	株式会社新生	作業台上での手作業 リード線の巻取り、箱詰め	平成27年10月19日	大阪市
11	arco ideas workshop	大阪府大阪市西区新町一丁目34番21号 エーダイビル501号	特定非営利活動法人ARCO	清掃、ルート配送助手、内職	平成27年10月29日	大阪市
12	もくれん ジェニー	大阪市東住吉区矢田6-8-7	社会福祉法人ふれあい共生会	障がい児通所施設でのレクリエーションの補助、活動スペース、廊下、トイレ等の清掃、学習支援補助	平成27年12月15日	大阪市
13	もくれん ホオノキ	大阪市東住吉区矢田6-8-7	社会福祉法人ふれあい共生会	障がい者通所施設でのレクリエーションの補助、活動スペース、廊下、トイレ等の清掃、食事の準備・片付け	平成27年12月15日	大阪市
14	高齢者デイサービスセンター 花嵐	大阪市東住吉区矢田6-8-7	社会福祉法人ふれあい共生会	高齢者通所施設でのレクリエーション活動の補助、活動スペース、廊下、トイレ等の清掃、食事の準備・片付け	平成27年12月15日	大阪市
15	特別養護老人ホーム 花嵐	大阪市東住吉区矢田6-8-7	社会福祉法人ふれあい共生会	高齢者入所施設の居室内でのシーツ交換、清掃、廊下、トイレ等の共有スペースの清掃、食事の準備・片付け	平成27年12月15日	大阪市
16	江之子島コスモス苑デイサービスセンター	大阪市西区江之子島1-8-44	社会福祉法人亀望会	配茶、入浴準備、席座案内、昼食の配膳・下膳、おやつ配膳・下膳、レクリエーション準備、フロア清掃などの軽作業	平成27年12月15日	大阪市
17	社会福祉法人淳風会特別養護老人ホーム 淳風おおさ	大阪市北区大淀南2-5-20	社会福祉法人淳風会	居室等の清掃及び入居者とのコミュニケーション	平成28年3月29日	大阪市
18	i・ワークひまわり	大阪市西成区北津守1-2-8	特定非営利活動法人街かど福祉	菌床シイタケ栽培を通じた人材育成等	平成28年3月29日	大阪市
19	社会福祉法人そうそうの杜今福事務所	大阪市城東区今福南1丁目2-24	社会福祉法人そうそうの杜	軽作業(ネジ袋入れ、シーラー、ペンダーでの鉄曲げ等)	平成28年7月27日	大阪市
20	永寿ケアセンター	大阪市平野区瓜破南1-2-30	社会福祉法人永寿福祉会	館内清掃・施設周辺の草刈や清掃・シーツ交換・配膳補助等	平成28年11月30日	大阪市
21	特別養護老人ホーム長吉	大阪市平野区長吉川辺3-20-14	社会福祉法人永寿福祉会	館内清掃・施設周辺の草刈や清掃・シーツ交換・配膳補助等	平成28年11月30日	大阪市
22	特別養護老人ホーム喜連	大阪市平野区喜連2-2-40	社会福祉法人永寿福祉会	館内清掃・施設周辺の草刈や清掃・シーツ交換・配膳補助等	平成28年11月30日	大阪市
23	永寿特別養護老人ホーム	大阪市平野区瓜破南1-2-11	社会福祉法人永寿福祉会	館内清掃・施設周辺の草刈や清掃・シーツ交換・配膳補助等	平成28年11月30日	大阪市
24	永寿平野西の家	大阪市平野区平野西1-4-15	社会福祉法人永寿福祉会	館内清掃・施設周りの清掃・シーツ交換・配膳補助・洗濯等	平成28年11月30日	大阪市
25	長吉西地域在宅サービスステーション	大阪市平野区長吉出戸6-8-21	社会福祉法人永寿福祉会	館内清掃・施設周りの清掃・シーツ交換・配膳補助・洗濯等	平成28年11月30日	大阪市
26	えがお育ち	大阪市中央区内本町1-4-12-503	一般社団法人ココロ未来学院	パソコン事務、パソコンデザイン製作、福祉・介護(支援補助員)、マーケティング業務等	平成28年11月30日	大阪市

27	特別養護老人ホーム江之子島コスモス苑	大阪市西区江之子島1-8-44	社会福祉法人亀望会	施設内清掃及びリネン関係業務、洗濯、下膳等の軽作業 レクリエーション活動の補助等	平成29年2月21日	大阪市
28	四天王寺たまつくり苑	大阪市天王寺区玉造元町1-29	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	清掃業務、事務作業業務	平成29年2月21日	大阪市
29	ニコサービス	大阪市城東区関目1-11 関目コーポB棟110号	株式会社NICO JAPAN	清掃作業、除草作業、DM便の仕分け・配達、軽作業、農作業等	平成29年3月29日	大阪市
30	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合	大阪市中央区法円坂一丁目1番35号	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合	ビル清掃等の清掃業務	平成29年3月29日	大阪市
31	うららか	大阪市中央区谷町9-5-15 中田ビル703号	特定非営利活動法人燈奏会	内職作業(シール貼り、教材袋詰め、各種検品作業)	平成29年5月11日	大阪市

堺市内認定事業所一覧

平成29年5月16日現在

	事業所名	所在地	法人名	訓練内容	認定年月日	認定自治体
1	(社福)みささぎ会 高齢者ケアセンター大仙もずの音	堺市堺区大仙町1-2	社会福祉法人みささぎ会	介護補助、掃除、洗濯、事務補助	平成27年5月25日	堺市
2	(社福)稲穂会 やすらぎの園	堺市中区深井畑山町2528の1	社会福祉法人稲穂会	清掃作業、事務補助、会議業務補助	平成27年6月26日	堺市
3	(社福)そうび会 特別養護老人ホームつるぎ荘	堺市東区日置荘田中町143-1	社会福祉法人そうび会	入所者への介護補助 (シーツ交換・掃除・洗濯・下膳等)	平成27年8月6日	堺市
4	(公財)堺市就労支援協会	堺市堺区大仙西町2丁69番9	公益社団法人堺市就労支援協会	施設内清掃業務、駐輪場整理業務	平成27年8月17日	堺市
5	(社福)大阪府社会福祉事業団 美原荘	堺市美原区平尾595-1	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	喫茶コーナーでのドリンク販売補助等	平成27年8月27日	堺市
6	(社福)おおとり福祉会 特別養護老人ホーム朗友館	堺市西区鳳南町5丁575番地1	社会福祉法人おおとり福祉会	清掃作業、配膳補助等	平成27年12月22日	堺市
7	(社福)堺暁福祉会 特別養護老人ホームあけぼの苑	堺市北区野遠町344-1	社会福祉法人堺暁福祉会	レクリエーション補助、入浴後のドライヤー、配膳・下膳、シーツ交換、清掃、洗濯物の仕分け等	平成27年12月25日	堺市
8	大阪いずみ市民生活協同組合	堺市堺区南花田口長2-2-15	大阪いずみ市民生活協同組合	清掃、入力作業等	平成28年2月2日	堺市
9	特別養護老人ホーム年輪	堺市南区御池台5丁2番2号	社会福祉法人朋和会	介護補助業務(移動介助、余暇活動、清掃、洗濯)等の生活支援業務	平成28年3月25日	堺市
10	特別養護老人ホームグリーンハウス	堺市北区百舌鳥本町3-430-2	社会福祉法人桜会	清掃作業、介護業務補助、事務補助	平成28年3月31日	堺市
11	特別養護老人ホーム 美樹の園	堺市南区美木多上1277番地1	(社福)美木多園	日常生活の世話、施設の清掃、営繕、一般事務業務等	平成28年7月14日	堺市
12	特別養護老人ホーム 陵東館	堺市北区長曾根町1210-1	社会福祉法人 関西福祉会	洗濯物補助、車椅子清掃・点検	平成28年9月9日	堺市
13	障害者支援施設 陵東館長曾根	堺市北区長曾根町713-2	社会福祉法人 関西福祉会	農園作業、施設内外清掃	平成28年9月9日	堺市
14	特別養護老人ホーム ベルファミリア	堺市中区東山841番地1	社会福祉法人 悠人会	清掃業務(風呂掃除等)、洗濯業務、リネン交換、ベッド周辺の環境整備、物品の準備・片づけ、入居者・利用者の話し相手、施設内のアシスト、関連業務(介護など直接処遇できないもの)、施設内における各活動支援業務(行事・クラブ、レク、配茶、喫茶のお手伝い等)、送迎補助	平成28年9月9日	堺市
15	特別養護老人ホーム ベルライブ	堺市堺区南安井町3丁1番1号	社会福祉法人 悠人会	清掃業務(風呂掃除等)、洗濯業務、リネン交換、ベッド周辺の環境整備、物品の準備・片づけ、入居者・利用者の話し相手、施設内のアシスト、関連業務(介護など直接処遇できないもの)、施設内における各活動支援業務(行事・クラブ・レクリエーション・配茶・喫茶の補助等)、送迎補助	平成29年3月23日	堺市
16	介護老人保健施設 ベルアルト	堺市堺区南安井町3丁1番1号	社会福祉法人 悠人会	清掃業務(風呂掃除等)、洗濯業務、リネン交換、ベッド周辺の環境整備、物品の準備・片付け、入居者・利用者の話し相手、施設内のアシスト、関連業務(介護など直接処遇できないもの)、施設内における各活動支援業務(行事・クラブ・レクリエーション・配茶・喫茶の補助等)、送迎補助	平成29年3月23日	堺市
17	特別養護老人ホーム平尾荘	堺市美原区平尾1938番地1	社会福祉法人 天寿会	シーツ交換、居室清掃、洗濯業務、配膳、下膳、施設内における各活動支援業務(行事、クラブ、レクリエーション、配茶、喫茶手伝い等)	平成29年5月1日	堺市
18						
19						
20						
21						

豊中市内認定事業所一覧

平成29年5月16日現在

	事業所名	所在地	法人名	訓練内容	認定年月日	認定自治体
1	i. D. S. 株式会社	豊中市名神口三丁目11番12号110号	i. D. S. 株式会社	靴製造に携わる軽作業	平成27年7月8日	豊中市
2	特別養護老人ホーム豊寿荘	豊中市新千里西町二丁目7番2号	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	清掃業務、食事の配下膳、間接的生活支援等	平成27年9月3日	豊中市
3	特別養護老人ホーム永寿園とよなか	豊中市新千里南町三丁目2番地122	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	清掃業務、環境整備、利用者の送迎業務	平成27年9月3日	豊中市
4	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ	豊中市玉井町一丁目1番1-501号	一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団	カウンター業務補助、事務補助、作業補助	平成27年11月30日	豊中市
5	特別養護老人ホーム 淳風とよなか	豊中市二葉町二丁目4番5号	社会福祉法人淳風会	備品の補充、シーツ交換、清掃業務補助、下膳等	平成28年1月22日	豊中市
6	ごはんや ぐう	豊中市庄内幸町二丁目15番13号	情報の輪サービス株式会社	飲食店における衛生管理、接客サービス 簡易な事務処理	平成28年3月14日	豊中市
7	g・mercate	豊中市庄内東町一丁目9-17	情報の輪サービス株式会社	飲食店における衛生管理、接客サービス 簡易な事務処理	平成28年3月14日	豊中市
8	ギャラリーカフェ ぐるり	豊中市庄内西町三丁目18番3号	情報の輪サービス株式会社	飲食店における衛生管理、接客サービス 簡易な事務処理	平成28年3月14日	豊中市
9	デイサービスきら・きら	豊中市豊南町西四丁目9番17号	株式会社ユミコーポレーション	介護施設における付帯業務 (清掃、洗濯、庭の手入れ、食器の洗浄、環境整備等)	平成28年3月28日	豊中市
10	デイサービスどれみ	豊中市服部南町三丁目4番11号	株式会社ユミコーポレーション	介護施設における付帯業務 (清掃、洗濯、庭の手入れ、食器の洗浄、環境整備等)	平成28年3月28日	豊中市
11	若者居場所工房 ぐーてん	豊中市庄内西町3-11-5	特定非営利活動法人ZUTTO	掃除、商品管理、接客、チラシ作成・配布等	平成29年4月28日	豊中市
12	青空マーケット	豊中市庄内西町3-11-5	特定非営利活動法人ZUTTO	青果店における掃除、商品管理、接客、電話対応、売上集計、チラシ作成・配布、情報発信等	平成29年4月28日	豊中市
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

東大阪市内認定事業所一覧

平成29年5月16日現在

	事業所名	所在地	法人名	訓練内容	認定年月日	認定自治体
1	高齢者ケアセンター向日葵	東大阪市玉串町1丁目10番20号	社会福祉法人玉美福祉会	高齢者への介助補助、掃除洗濯、事務補助	平成27年7月13日	東大阪市
2	東大阪養護老人ホーム	東大阪市新上小阪11-2	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	洗濯業務、食事の配下膳、清掃業務	平成27年9月15日	東大阪市
3	特別養護老人ホーム アーバンケア島之内	東大阪市吉田本町1-10-13	社会福祉法人由寿会	施設内外の清掃作業	平成28年1月5日	東大阪市
4	特別養護老人ホーム アーバンケア稲田	東大阪市稲田新町1-10-1	社会福祉法人由寿会	施設内外の清掃作業	平成28年1月5日	東大阪市
5	特別養護老人ホーム アーバンケア御厨	東大阪市御厨東1-9-16	社会福祉法人由寿会	施設内外の清掃作業	平成28年1月5日	東大阪市
6	特別養護老人ホーム アーバンケア八戸ノ里	東大阪市御厨中2-3-32	社会福祉法人由寿会	施設内外の清掃作業	平成28年1月5日	東大阪市
7	介護老人保健施設 アーバンケア	東大阪市御厨東1-9-55	社会福祉法人由寿会	施設内外の清掃作業	平成28年1月5日	東大阪市
8	社会福祉法人 天心会 救護施設 フローラ	東大阪市永和2-7-30	社会福祉法人 天心会	施設内生産活動参加、洗濯、清掃、厨房業務	平成28年6月23日	東大阪市
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

高槻市内認定事業所一覧

平成29年5月16日現在

	事業所名	所在地	法人名	訓練内容	認定年月日	認定自治体
1	特別養護老人ホーム 高槻荘	高槻市郡家新町48－7	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	直接介護業務(食事介助・入浴介助・排泄介助等) 間接業務(シーツ交換・居室清掃・洗濯業務・食事準備・後片付け等) 清掃全般、その他	平成28年1月5日	高槻市
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

枚方市内認定事業所一覧

平成29年5月16日現在

	事業所名	所在地	法人名	訓練内容	認定年月日	認定自治体
1	フーライ	大阪府枚方市新町2丁目2番6号	特定非営利活動法人ベルビー	デイサービスでの利用者とのコミュニケーション、食事介助、見守り等	平成28年3月29日	枚方市
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						



だいじょうぶ！
社会福祉法人が
あります

⑦「大阪しあわせネットワーク」について ～オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業～

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
社会貢献推進室



大阪しあわせネットワーク 実施に至る背景 ～ オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業 ～

- 大阪における社会福祉事業の先駆的実践の歴史
- 最近の全国に先駆けた取り組み

◇老人施設部会

「社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）」※H16～

◇保育部会

「保育園における地域貢献事業（スマイルサポーター）」
※H19～（府知事認定H21～）



昨今の社会福祉法人をめぐる議論への対応と、社会経済情勢の変化に伴い拡大・増加している制度の狭間の生活困窮など様々な生活課題を抱える人々のニーズに応えるため、平成27年度から「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」を展開。



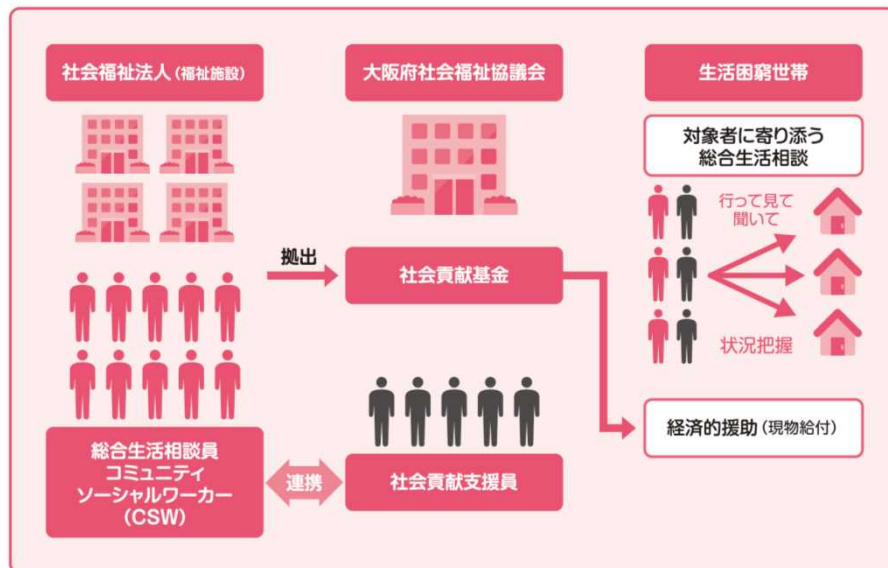
大阪しあわせネットワーク 事業概要

～ オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業 ～

昨今の社会経済情勢の変化等により、孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困窮など**厳しい生活・福祉課題**が広がっています。また、こうした課題に対して、既存の制度では対応ができない**“制度の狭間”**の生活困窮も生じています。

大阪府社会福祉協議会は、大阪府内すべての**社会福祉法人(福祉施設)**とともに、“**社会福祉法人の使命**”として、こうした課題に向き合い、それぞれの特徴や強みを活かした様々な支援事業を“**オール大阪**”で展開し、**ひとりひとりのしあわせ**を支えます。

社会福祉法人の強みを活かしたワンストップの総合生活相談「生活困窮者レスキュー事業」



社会福祉法人(福祉施設)の強みを活かした様々な地域貢献事業の実施



※上記のほかにも様々な実践を開発・展開

社会貢献基金(特別部会費)の拠出

社会福祉法人(福祉施設)が「社会貢献基金(特別部会費)」を拠出し、上記事業の推進に活用します。

大阪しあわせネットワーク 事業概要

①生活困窮者レスキュー事業

- ◎制度の狭間の生活困窮など様々な生活課題を抱える人々に対し、社会福祉法人（社会福祉施設）に所属する総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）と、大阪府社協所属の社会貢献支援員が連携してワンストップの総合生活相談を行う
- ◎公的制度やサービス等による支援が受けられず、生命に関わる緊急・窮迫した制度の狭間の生活困窮状況に対して、施設長の決済により、おおむね10万円を限度とした「経済的援助（現物給付）」による支援も実施する。

②社会福祉法人（施設）の強みを活かした様々な地域貢献事業

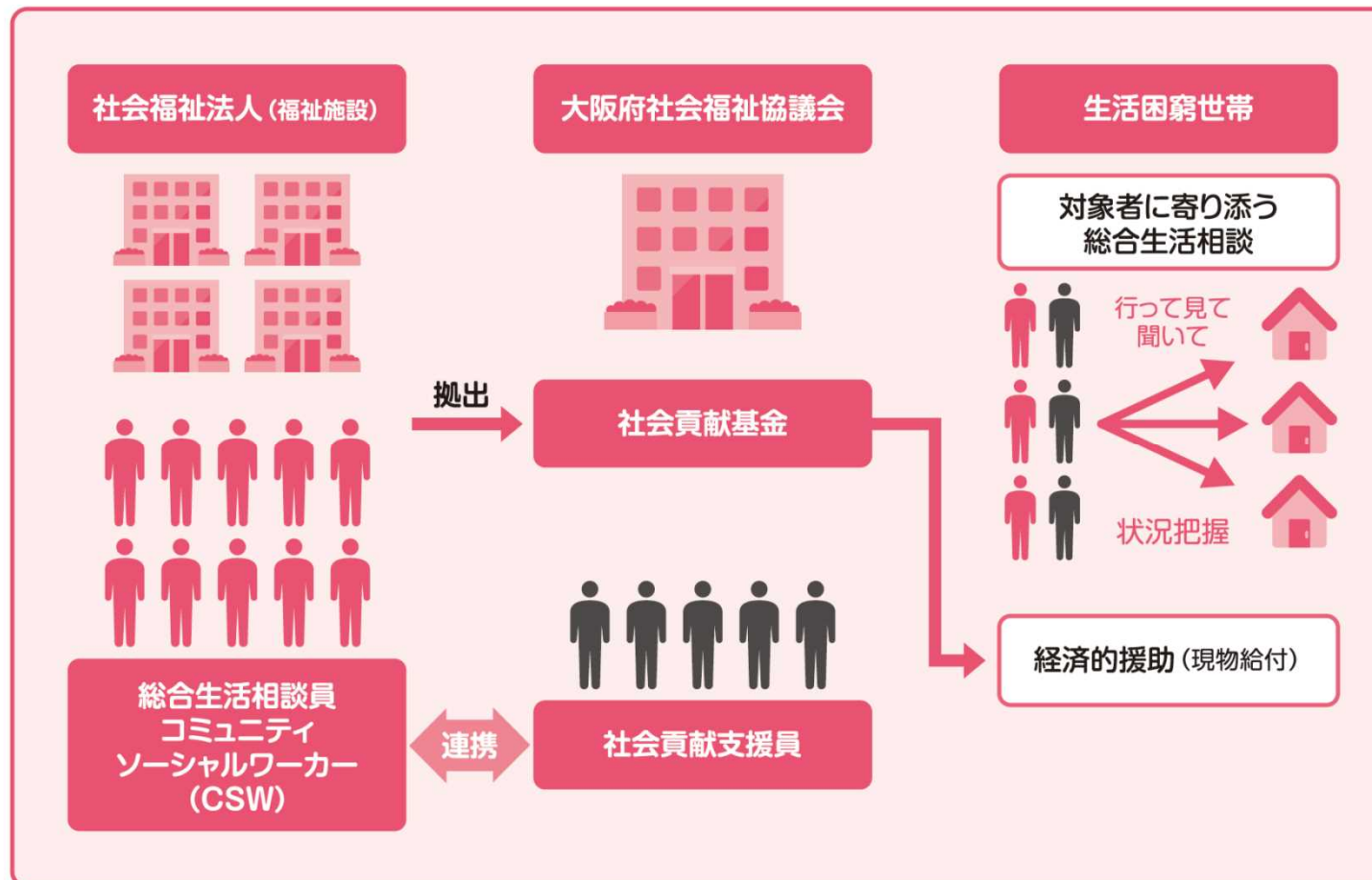
社会福祉法人が有する機能（福祉専門職員や福祉施設の活用など）を活かし、
よろず相談と各種制度等へのつなぎ、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、
中間的就労、障害者等の就労支援、子育て支援、困窮世帯の児童に対する学習支援
など、社会福祉法人に期待される様々な取り組みについて、各社会福祉法人（社会福祉施設）において既に取り組みられてきた事業等を広く発信するとともに、それぞれの特性や強みを活かした実践を開発・展開する

③社会貢献基金（特別部会費）の拠出

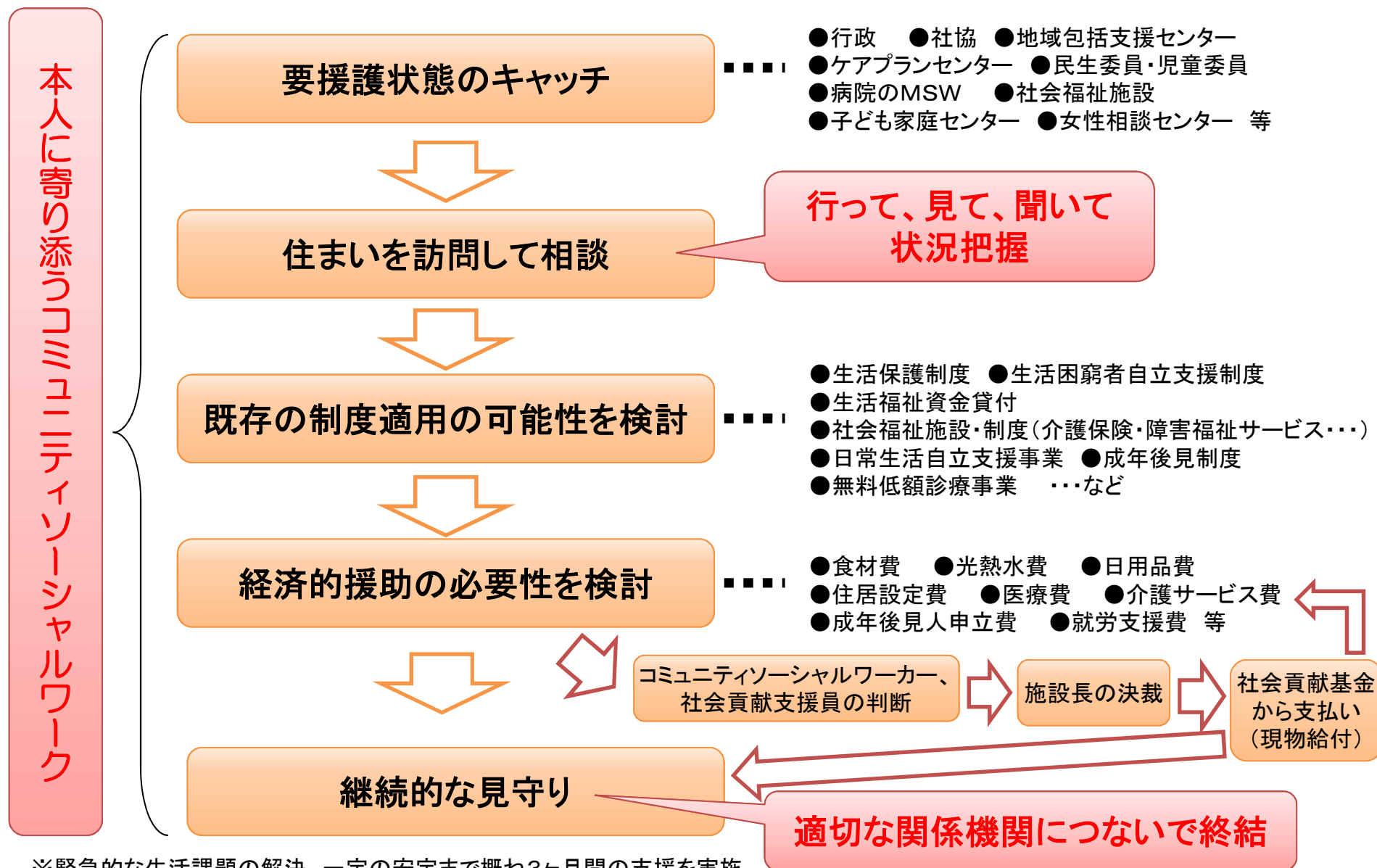
本事業を実施するための財源（制度の狭間の生活困窮を支援する「経済的援助（現物給付）」ならびに社会貢献支援員の配置費用等）として、各種別部会において設定する
「社会貢献基金（特別部会費）」を拠出

社会福祉法人の強みを活かしたワンストップの総合生活相談 「生活困窮者レスキュー事業」

- 大阪府社会福祉協議会・老人施設部会が生活困窮者を対象に「社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）」を実施（H16～）、27年度からは「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」にてオール大阪で事業を展開している。
- 社会福祉法人（施設）に配置されたコミュニティソーシャルワーカーと大阪府社協が配置、エリア内の福祉施設に駐在する社会貢献支援員が連携し、ワンストップ、アウトリーチによる対象者に寄り添った総合生活相談と緊急時の食材購入など現物給付による支援を実施。



「生活困窮者レスキュー事業」における コミュニティソーシャルワーカー・社会貢献支援員による相談援助のながれ



※緊急的な生活課題の解決、一定の安定まで概ね3ヶ月間の支援を実施

H16～28年度までの「生活困窮者レスキュー事業」支援実績概要

- 経済的援助（現物給付）実績は、H16～28年度の13年間で、7,081世帯、約5億1,396万円の支援を実施。相談支援件数については、社会貢献支援員が関わった事例だけでも45,185件以上にのぼる。※参考/H28年度実績 637世帯 約4,446万円
- 経済的援助（現物給付）を行った事例は「失業・未就労・高齢（介護等）、傷病」の要因によるものが多く、ほとんどが複数の生活困窮要因を抱えている。
- 経済的援助の支援内容は、食材費・光熱水費・住居関係費など“命”にかかわる緊急支援が全体の約6割を占める。
- 対象者の年齢層は、事業開始当初は60代以上が7割を占めていたが、近年、30～50代の稼働年齢層が6割を占める状況。
- 相談の紹介経路は「行政」（大半が「福祉事務所」）が最も多く、「市区町村社協」と「生活困窮者自立相談支援機関」からの相談がそれに次いで多くなっている。

頑張っています!

社会福祉法人の地域貢献

地域のニーズを受け止める

コミュニティソーシャルワーカー



「大阪しあわせネットワーク」では、社会福祉法人(福祉施設)の強みや特性を活かした地域貢献事業を推進しています。

今回は、社会福祉法人ほっこり福祉会ほっこりの里(貝塚市/セルプ部会)のコミュニティソーシャルワーカー(以下CSW)にインタビューをしました。

『今日食べるものがない… 地域のニーズに驚き』

金丸氏は、普段、生活介護主任支援員として利用者への就労訓練や生活全般のケアに携わるかたわら、CSWを務めています。



左)金丸鉄矢CSW、中)木下隆司理事長、右)木下普治CSW

「地域の中に、今日食べる物がないほど生活に困窮している方がいることを知り、とても驚いた」と金丸氏は言います。

制度へのつなぎや緊急の食材支援だけでなく、対象者が地域で孤立しないように、生活全般を支えるCSWの役割を感じていると言います。

『対象者の前向きな変化に やりがい』

木下氏は、訪問介護事業所の管理者として事業所の運営管理に携わるかたわら、CSWを務めています。

「最初に面談した際にとっても落ち込んだ表情をしていた対象者に寄り添い、一つひとつ生活の課題を解決していく中で、前向きな姿勢で表情がイキイキと変化したことにとってもやりがいを感じた」と振り返ります。

同法人理事長の木下隆司氏は、「普段職員は施設内の利用者への支援が中心となるが、一步地域に踏み出すことで視界が広がり、職員として大きく成長する機会になっている。今後も社会福祉法人として積極的に地域に関わっていききたい」と語ります。